



2025 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社TOKAI ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 小栗 勝男  
(コード番号 3167 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 常務執行役員 鈴木 秀人  
(TEL.03-5404-2893)

## 自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得 及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2025 年 8 月 19 日の取締役会決議により、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決定するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は 2023 年 5 月に公表した「中期経営計画 2025」において、キャッシュ・フローを成長投資に積極的に振り向けるとともに、株主様への還元の一環として自己株式取得についても機動的に実施していく方針を掲げております。

この度、株主還元の充実、資本効率の向上を図るとともに、本日「株式の売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に伴う株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を実施いたします。また、将来の株式の希薄化懸念を払拭するため、取得した自己株式を消却することといたします。

#### 2. 取得に係る事項の内容

|                |                                                                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                                                                                                                                    |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,200,000 株（上限）（注 1）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.67%）                                                                                    |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 20 億円（上限）（注 1）                                                                                                                            |
| (4) 取得期間       | 本売出しに係る売出価格等決定日（2025 年 8 月 27 日（水）から 2025 年 9 月 1 日（月）までの間のいずれかの日）に応じて決定される本売出しの受渡期日の翌営業日（売出価格等決定日の 6 営業日後の日）から 2026 年 3 月 31 日（火）まで（注 2） |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け                                                                                                                          |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注 1) 市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性があります。

(注 2) 売出価格等決定日が 2025 年 8 月 27 日 (水) の場合、「2025 年 9 月 4 日 (木) から 2026 年 3 月 31 日 (火) まで」

売出価格等決定日が 2025 年 8 月 28 日 (木) の場合、「2025 年 9 月 5 日 (金) から 2026 年 3 月 31 日 (火) まで」

売出価格等決定日が 2025 年 8 月 29 日 (金) の場合、「2025 年 9 月 8 日 (月) から 2026 年 3 月 31 日 (火) まで」

売出価格等決定日が 2025 年 9 月 1 日 (月) の場合、「2025 年 9 月 9 日 (火) から 2026 年 3 月 31 日 (火) まで」

となります。

### 3. 消却の内容

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式                 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記 2. により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日     | 2026 年 4 月 10 日 (金)    |

(ご参考) 2025 年 7 月 31 日時点の自己株式の保有状況

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 発行済株式総数<br>(自己株式を除く) | 131,360,469 株 |
| 自己株式数                | 8,319,508 株   |

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。